プラスチック製袋、 織布製袋（プラスチックでコーティングされたもの又はプラスチック製内張り付きのものに限る。）、 ゴム製袋、 ゴム引き織布製袋又は織布製袋 木製容器	プラスチック製袋、 織布製袋（プラスチックでコーティングされたもの又はプラスチック製内張り付きのものに限る。）、 ゴム製袋、 ゴム引き織布製袋、 プラスチック製容器又は金属製容器 木製容器	1A1、1A2、1N1、1N2、1H1又は1H2	100kg

注　1　中間容器は、不凍液又は水で濡らした緩衝材のような含水材料で満たさなければならない。
　　2　外装容器は、不凍液又は水で濡らした緩衝材のような含水材料で満たさなければならず、内部の水分が蒸発しない構造とし、かつ、密封しなければならない。（国連番号が0224の危険物を乾燥状態で運送する場合を除く。）

P110(b)

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
金属製容器、 木製容器、 伝導性ゴム製容器、 伝導性プラスチック製容器、 伝導性ゴム製袋又は伝導性プラスチック製袋	金属製仕切り、 木製仕切り、 プラスチック製仕切り又はファイバ板製仕切り	4C2	70kg
		4D又は4F	50kg

注　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
　　PP42　国連番号が0074、0113、0114、0129、0130、0135及び0224の危険物に関しては、以下の要件に適合すること。
　　(1)　内装容器には乾燥状態において50gを超える爆発物質を収納しないこと。
　　(2)　仕切られた区画には2以上の内装容器を収納してはならず、かつ、確実に固定すること。
　　(3)　外装容器は25区画を超えて仕切らないこと。

P111

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
紙袋（防水性のものに限る。）、 プラスチック製袋、 ゴム引き織布製袋、 プラスチック製シート、 ゴム引き織布製シート又は木製容器	－	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F、4H1又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

注　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
　　PP43　国連番号が0159の危険物に関して、1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1又は1H2を外装容器として使用する場合には、内装容器を必要としない。

P112(a)

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
紙袋（多層で防水性のものに限る。）、 プラスチック製袋、 織布製袋、 ゴム引き織布製袋、 樹脂クロス製袋、 金属製容器、 プラスチック製容器又は木製容器	プラスチック製袋、 織布製袋（プラスチックでコーティングされているもの又はプラスチック製内張り付きのものに限る。）、 金属製容器、 プラスチック製容器又は木製容器	1A1、1A2、1B1、1B2、1H1、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F、4H1又は4H2	50kg
		1G又は4G	30kg

注　1　湿性固体のものであって、等級及び隔離区分が、それぞれ、1.1及びDのものに適用する。
　　2　外装容器に気密性の天板取外し式ドラムを使用している場合には、中間容器は必要としない。
　　3　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
　　PP26　国連番号が0004、0076、0078、0154、0219及び0394の危険物に関して、容器は鉛を含有しないものであること。
　　PP45　国連番号が0072及び0226の危険物に関しては、中間容器を必要としない。

P112(b)

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
クラフト紙袋、 紙袋（多層で防水性のものに限る。）、 プラスチック製袋、 織布製袋、 ゴム引き織布製袋又は樹脂クロス製袋	プラスチック製袋（国連番号が0150の危険物に限る。）又は織布製袋（プラスチックでコーティングされているもの又はプラスチック製内張り付きのものに限る。）（国連番号が0150の危険物に限る。）	1A1、1A2、1B1、1B2、1H2、1N1、1N2、4A、4B又は4N	100kg
		4C1又は4C2	70kg
		1D、4D、4F、4H1又は4H2	50kg
		1G、4G、5H2、5H3、5H4、5L2、5L3又は5M2	30kg

注　1　乾性固体（粉末のものを除く。）であって、等級及び隔離区分が、それぞれ、1.1及びDのものに適用する。
　　2　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
　　PP26　国連番号が0004、0076、0078、0154、0216、0219及び0386の危険物に関して、容器は鉛を含有しないものであること。
　　PP46　国連番号が0209の危険物に関して、フレーク状又はプリル状のTNT（乾性のもの）には5H2を使用し、許容質量は30kgとすること。
　　PP47　国連番号が0222の危険物に関しては、外装容器に袋を使用する場合に限り、内装容器を必要としない。

P112(c)